

「複業先生」利用規約

第1条(目的)

- 1 この利用規約(以下「**本規約**」といいます。)は、株式会社LX DESIGN(以下「**当社**」といいます。)が運営する学校外部人材活用プラットフォーム「**複業先生**」(以下「**本サービス**」といいます。)に登録する学校法人(以下「**依頼元学校**」といいます。)に適用されます。依頼元学校は、本規約に同意の上、本サービスを利用します。
- 2 本規約は、本サービスの利用条件を定めています。本サービスに登録した依頼元学校は、本規約の定める内容に従って本サービスを利用します。
- 3 依頼元学校が本規約に同意することにより、当社との間に本契約(第2条で定義します。)が成立します。

第2条(定義)

- (1)「**本契約**」:本規約を契約条件として当社及び複業先生との間で締結される、本サービスの提供に関する契約関係を指します。
- (2)「**本件業務**」:本規約に基づき当社が実施する業務全てを指します。
- (3)「**複業先生**」:本サービスに登録する全ての複業先生を指します。
- (4)「**依頼元学校**」:本サービスを通じて複業先生に授業を依頼する学校を指します。
- (5)「**授業**」:依頼元学校からの依頼を受けて複業先生が実施する授業を指します。
- (6)「**生徒**」:依頼元学校の所属生徒、授業に参加する学生その他の本サービスに関わる学生全員を指します。

第3条(本サービスの内容)

- 1 当社が対し行う本件業務の内容は次のとおりとします。
 - (1) 複業先生の紹介
 - (2) 複業先生が実施する授業の準備及びサポート
- 2 前項に定める本件業務の具体的な内容及び進め方については、本サービスの授業依頼画面、電子メールその他の客観的に把握できる手段により又は資料を作成して合意内容を記録することとします。

第4条(依頼元学校登録)

- 1 本サービスの依頼元学校になろうとする方は、本規約の内容に同意した上で、当社が定める「**依頼元学校登録フォーム**」より依頼元学校登録を行います。
- 2 依頼元学校は、前項に基づき登録した情報に変更が発生した場合、速やかに登録情報の変更手続を行う義務を負います。
- 3 当社は、当社の個別審査により、第1項に定める登録を拒否する場合があります。

第5条(委託料等)

- 1 本サービスの対価として依頼元学校が支払う委託料は、システム(複業先生)からの発注時に記載して決定するものとします。
- 2 解除等により本契約が途中で終了した場合の委託料の精算方法については、当社と依頼元学校が誠実に協議して決定するものとします。
- 3 第1項に定める委託料は、本件業務終了月翌月の末日限り、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法にて支払うものとします。なお、振込手数料は依頼元学校の負担とします。
- 4 本契約が第13条第1項及び第2項に基づき解除された場合、依頼元学校は、その解除時点で未払いの委託料を一括で支払うものとします。ただし、当該終了事由につき当社に帰責事由がある場合を除きます。
- 5 本件業務の履行において要する実費(郵券、交通費、印刷費、文具代等)の負担者及び負担方法については、システムからの発注時等に記載して定めるものとします。

第6条(知的財産権等)

- 1 本件業務の制作する成果物について生じる又は本件業務遂行の過程で生じる発明、考案又は創作について、著作権は当社に帰属するものとし、また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は当社に帰属します。
- 2 依頼元学校が、本件業務の過程で資料等を手配して用意する場合、当該資料に含まれる著作権等の権利処理を、自らの責任と負担において行い、第三者の著作権を含む知的財産権を侵害しないことを当社に保証するものとします。
- 3 前項の定めにもかかわらず、依頼元学校が用意した資料が権利者たる第三者の知的財産権を侵害して、当該第三者との間での法的紛争が生じた場合には、依頼元学校は、当社に生じた損害を賠償し、それに加えて当該紛争解決に要する費用を負担する。

第7条(義務及び禁止事項)

- 1 依頼元学校は、当社と互いに緊密かつ誠実に連絡をとり、本契約に定められた各条項を誠実に遵守する義務を負うものとします。
- 2 依頼元学校は、本件業務の統括責任者を定めて予め相手方に通知し、この者を連絡窓口とすることにより、双方の業務の円滑かつ効率的な遂行に協力する義務を負う。
- 3 当社は、本サービスの利用及び本契約において、以下の各号に定める行為を禁止します。
 - (1) 本規約及びに違反する行為
 - (2) 複業先生と手段を問わず直接連絡を行うこと。ただし、当社の事前同意がある場合を除きます。
 - (3) 複業先生の情報や写真などを依頼元学校のWebサイト、学級通信等の媒体で公開すること。ただし、当社の事前同意がある場合を除きます。
 - (4) 本サービス及び授業に関連する情報をSNS等インターネット上に投稿又はアップロードする行為。ただし、当社及び本サービスに協賛・協力を行う企業双方の事前同意がある場合は除きます。
 - (5) 本件業務の遂行にあたり制作された資料や授業映像等授業自体から生じるコンテンツを使用、公開する行為。ただし、当社の事前同意がある場合を除きます。
 - (6) 当社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害する恐れのある行為
 - (7) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為
 - (8) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はその恐れのある行為
 - (9) 法令又は条例等に違反する行為
 - (10) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為
 - (11) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はその恐れのある行為
 - (12) 事実に反する情報又は事実に反する恐れのある情報を提供する行為
 - (13) 当社のシステムへの不正アクセス、サイバー攻撃、プログラムコードの改ざん、位置情報の改ざん、故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用したのチート行為、コンピューターウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為又はその恐れのある行為
 - (14) 本サービスの信用を損なう行為又はその恐れのある行為
 - (15) その他当社が不相当と判断する行為

第8条(秘密保持)

- 1 本契約において、「**秘密情報**」とは、本サービスの提供及び授業を通じて知り得た当社の営業上、技術上の一切の情報、複業先生の個人情報及び依頼元学校及び依頼元学校の生徒に関する一切の情報を指します。ただし、次の情報は秘密情報から除きます。
 - (1) 依頼元学校の名称、授業概要

- (2) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (3) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (5) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (6) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
- 2 依頼元学校及び当社は、秘密情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、複業先生、協賛企業その他の本サービスに係る第三者の事前の書面による同意なく第三者に開示、提供しないものとし、また、漏洩しないよう最大限の注意義務を尽くすものとします。
 - 3 依頼元学校は、本契約終了時、当社が求めた場合、速やかに秘密情報を廃棄したことを証する廃棄証明書を提出又は送信するものとします。
 - 4 当社は、依頼元学校の同意を得て当社の関連会社又は委託先に依頼元学校の秘密情報を開示した場合、当該関連会社及び委託先の当該秘密情報の取扱いについて一切の責任を負いません。

第9条（個人情報取り扱い）

本サービスにおける個人情報については、当社が定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱います。

第10条（本サービスの提供条件）

当社は、本サービスの品質向上、メンテナンス等のために、依頼元学校に通知することなく、本サービスを停止又は変更することがあります。

第11条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、当社が本サービスの提供を廃止すべきであると合理的に判断した場合、サービスの提供を廃止できます。
- 2 前項の場合において、当社は、システムからの発注をしたことが無い依頼元学校に対し、一切の責任を負いません。

第12条（お問合せ対応）

- 1 当社は、本サービスに関する依頼元学校からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負いません。
- 2 当社は、依頼元学校からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負いません。

第13条（解除）

- 1 当社は、依頼元学校が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除し、退会させることができます。
 - (1) 第7条第1項及び第2項に定める義務及び同条第3項に定める禁止事項に違反した場合
 - (2) 本規約及び授業概要書等に定める内容に違反する場合
 - (3) 登録情報に虚偽の情報が含まれている場合
 - (4) 過去に当社から退会処分を受けていた場合
 - (5) 当社からの要請に対し誠実に対応していただけない場合
 - (6) 依頼元学校が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てを行った場合
 - (7) 監督官庁より事業停止又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
 - (8) その他依頼元学校の登録が不適当と当社が判断した場合
- 2 当社は、依頼元学校が本契約に定める内容に違反する場合は、依頼元学校に対し、是

正をするようメール又は電磁的方法により通知します。当該是正通知後14日以内に依頼元学校による是正がなされないときは、当社は契約を解除することができるものとします。

3 当社が本契約を解除した場合、当社は、受領済みの委託料の返還は行いません。

第14条(非保証・免責)

- 1 サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等について、当社は一切の保証をしません。また、当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。
- 2 本サービスは、本サービスから本サービスに関わる第三者が運営する他のサービス(以下、「外部サービス」といいます。)に遷移する場合があります。その場合、依頼元学校は、自らの責任と負担で外部サービスの利用規約等に同意の上、本サービス及び外部サービスを利用します。なお、外部サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等について、当社は一切の保証をしません。
- 3 依頼元学校が登録情報の変更を行わなかったことにより損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 4 予期しない不正アクセス等の行為によってログイン時情報を盗取された場合でも、それによって生じる依頼元学校の損害等に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 5 当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。
- 6 依頼元学校が、本サービスの利用に関し、協賛企業や複業先生を含む第三者との間でトラブル(本サービス内外を問いません。)になった場合でも、当社は、一切の責任を負いません。その第三者とのトラブルは、依頼元学校が自らの費用と負担において解決します。

第15条(反社会的勢力の排除)

- 1 依頼元学校及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 依頼元学校及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 依頼元学校及び当社は、相手方が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。

- 4 依頼元学校及び当社は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第16条(損害賠償)

- 1 依頼元学校は、本規約の違反又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害(複業先生、協賛企業その他の第三者に対する損害賠償請求債務、逸失利益及び弁護士費用を含みます。)を賠償します。
- 2 本規約の他の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由により依頼元学校に損害を与えた場合、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。
 - (1) 当社の故意又は重過失による場合:当該故意行為又は重過失行為と相当因果関係がある損害額
 - (2) (1)以外の場合:現実かつ直接に発生した通常の損害(特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。)の範囲内とします。

第17条(契約内容の変更)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、依頼元学校の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を複業先生に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により依頼元学校に周知します。
- 3 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に依頼元学校が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に依頼元学校が解約の取手続をとらなかった場合、当該依頼元学校は本規約の変更に同意したものとします。

第18条(分離可能性)

- 1 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は効とします。
- 2 本規約の規定の一部が特定の依頼元学校との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の依頼元学校との関係では有効とします。

第19条(譲渡禁止)

依頼元学校は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第20条(契約内容の協議)

本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、当社と依頼元学校とが、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決するものとします。

第21条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとし、また、依頼元学校と当社との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22条 (その他)

- 1 依頼元学校は、本規約に定めのない事項について、当社が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
- 2 細目等は、当社所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
- 3 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

2023年4月25日 : 改定